

○松戸市建設工事適正化指導要綱

<目次>

第1条	目的	2
第2条	定義	2
第3条	合理的な下請契約の締結	2
第4条	一括下請の禁止等	2
第5条	下請契約の制限	2
第6条	下請業者の選定	3
第7条	元請業者の義務	3
第8条	下請代金の支払条件	4
第9条	技術者の適正な配置	5
第10条	施工体制の把握	5
第11条	雇用条件等の改善	6
第12条	建設業退職金共済制度の活用	7
第13条	届出等	8
第14条	点検・調査	8
第15条	不正事実の申告等	8
第16条	指導・勧告等	9

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

(書面による下請契約の締結)

第3条 市と建設業者との間における請負契約は、少なくとも法第19条各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で3,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、4,500万円以上）である下請契約
 - (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が3,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、4,500万円以上）となる下請契約
- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外

の者と下請契約を締結してはならない。

- (1) 建築一式工事にあつては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
- (2) 建築一式工事以外の工事にあつては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

(下請業者の選定)

第6条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも次に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。

2 前項の下請業者の選定に際し、元請業者はできる限り市内に本店を有する建設業者を優先して選定するよう努めるものとする。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。

- (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (4) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (5) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (6) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (7) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第5号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、支払代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用す

るときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること

- (6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（技術者の適正な配置）

第9条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、4,500万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

4 前項の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とは、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にある者でなければならないものとする。

5 市が発注する建設工事においては、前2項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

（施工体制の把握）

第10条 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2件以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）3,000万円以上（建築一式工事にあつては、4,500万円以上）になるときは、法第24条の7第1項の施工体制台帳（様式第1号）及び同条第4項の施工体系図（様式第2号）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請

け負わせたときは、再下請負通知書（様式第3号）を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。

- 3 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2件以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）3,000万円以上（建築一式工事にあつては、4,500万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。
- 6 作成建設業者（第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者及び前項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下同じ。）は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、通知を行わなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、通知を行わなければならない。

（雇用条件等の改善）

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、次の各号に定める事項について措置するものとする。

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一つの事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
- (5) 公共工事の積算については、公共工事設計労務単価（二省協定単価）に基づいた労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払うよう配慮すること。
- (6) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。特に新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

- (8) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。
 - (9) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
 - (10) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
 - (11) 建設業退職者共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
 - (12) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
 - (13) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
 - (14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。
 - (15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。
 - (16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
 - (17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
 - (18) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。
 - (19) 前各号に定める事項のほか、政令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。
- 2 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（建設業退職金共済制度の活用）

第12条 請負代金額が500万円以上の工事を市から直接請け負った建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注者用）を添付した報告書を契約締結後1か月以内に市長に提出するものとする。

- 2 前項の建設業者が、下請契約を締結する場合は、下請業者（2次以下の下請業者を含む。）に対して、建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、原則として、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により交付するものとする。
- 3 第1項の建設業者は、工事契約件数ごとに購入した共済証紙の受払簿を整備し、共済証紙の適正な管理を行うものとする。
- 4 第1項の建設業者は、工事現場等の見やすい場所に建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を掲示するものとする。

（届出等）

第13条 市から直接工事を請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第4号）により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。

2 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。現場代理人を選任したときも同様とする。

3 前2項の届出事項に変更があったときは、当該建設業者は、2週間以内に市長に届出なければならない。

4 請負代金額が500万円以上の工事を市から直接請け負った建設業者は、請負契約締結後原則として10日以内に工事实績情報システム（財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム。以下「コリンズ」という。))に基づき、当該工事の実績データを作成し、監督職員の確認を受けた後、コリンズに当該データを登録し、同システム発行の登録内容確認書（発注機関用）を市長に提出しなければならない。

また、登録内容に変更が生じた場合又は竣工した場合も同様とする。

5 市から直接工事を請け負った建設業者は、請負契約締結後、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを市長に提出しなければならない。

（点検・調査）

第14条 前条第1項の届出を受理したときは、工事担当課長（当該工事の設計図書等の作成を所管する所属長。以下同様。）は、施工体制等について点検しなければならない。

2 工事担当課長は、前項の点検のほか、市発注工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3 工事担当課長は、前2項の点検及び調査の結果について契約課長に報告するものとする。

（不正事実の申告等）

第15条 建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して、違反の是非等の必要な措置を講ずるものとする。

(指導・勧告等)

第16条 市長は、この要綱に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市の入札参加資格業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施工上の留意事項の廃止)

2 施工上の留意事項(平成14年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

施工体制台帳

年 月 日

会社名

事業所名

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可年月日

健康保険等の加入状況	保険の種類	保険加入の状況	事業所整理記号等
	健康保険	有・無・適用除外・一括承認	
	厚生年金保険	有・無・適用除外・一括承認	
	雇用保険	有・無・適用除外・一括承認	

○適用除外(健康保険・厚生年金保険):従業員が4人以下である個人事業主である場合等

○適用除外(雇用保険):従業員が1人も雇用されていない場合等

○一括承認:健康保険法第34条第1項及び厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(一括承認及び一括認可に係る営業所については、事業所整理記号等は、「本店(○○支店等)一括」と記載すること)

工事名			
発注者名及び住所			
工期	自 至	契約日	

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督職員名		権限・意見 申出方法	
-----------	--	---------------	--

現場代理人名		権限・意見 申出方法	
監理(主任)技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担当工事内容	担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

<下請負人に関する事項>

注文者に関する事項	名称又は商号及び住所			
	監督員名		権限・意見 申出方法	

会社名			代表者名	
住所 電話番号				
工事名				
工期	自 至	注文者との 契約日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可年月日

健康保険 等の加入 状況	保険の種類	保険加入の状況	事業所整理記号等
	健康保険	有・無・適用除外・一括承認	
	厚生年金保険	有・無・適用除外・一括承認	
	雇用保険	有・無・適用除外・一括承認	

現場代理人		安全衛生 推進者名	
権限・意見 申出方法		雇用管理 責任者名	
主任技術者名	専任 非専任	専門技術者名	
資格内容		資格内容	
安全衛生 責任者名		担 当 工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

※ 添付書類

- 1 当該請負契約(下請契約を含む)に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し
- 2 当該建設工事に係る監理技術者が、監理技術者資格を有することを証する書面(当該監理技術者が建設業法第26条第4項の規定により専任しなければならないものであるときは、監理技術者資格者証の写しに限る)及び当該監理技術者が、作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又は写し(従業員証、健康保険証など)
- 3 作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合、その者が、主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又は写し

(様式第2号)

施工体系図

工事名	
工期	自 至
発注者の商号 名称又は氏名	

元請負人の 商号又は名称	
監理技術者 又は 主任技術者名	
専門 技術者	

商号又は名称	
工事名	
工期	
主任技術者	
専門技術者	氏名 工事名

商号又は名称	
工事名	
工期	
主任技術者	
専門技術者	氏名 工事名

商号又は名称	
工事名	
工期	
主任技術者	
専門技術者	氏名 工事名

商号又は名称	
工事名	
工期	
主任技術者	
専門技術者	氏名 工事名

商号又は名称	
工事名	
工期	
主任技術者	
専門技術者	氏名 工事名

商号又は名称	
工事名	
工期	
主任技術者	
専門技術者	氏名 工事名

(様式第3号)

再下請負通知書

年 月 日

(発注者から直接建設工事を請け負った建設業者)様

再下請負通知人 住所
商号又は名称
代表者 印
現場代理人 印
電話番号
建設業許可番号

健康保険等の加入状況	保険の種類	保険加入の状況	事業所整理記号等
	健康保険	有・無・適用除外・一括承認	
	厚生年金保険	有・無・適用除外・一括承認	
	雇用保険	有・無・適用除外・一括認可	

○適用除外(健康保険・厚生年金保険):従業員が4人以下である個人事業主である場合等

○適用除外(雇用保険):従業員が1人も雇用されていない場合等

○一括承認:健康保険法第34条第1項及び厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(一括承認及び一括認可に係る営業所については、事業所整理記号等は、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること)

私が請け負った建設工事を次のとおり他の建設業を営む者(以下「下請負人」という。)に請け負わせたので、建設業法第24条の7第2項の規定により通知します。

1 建設工事に関する事項

工 事 名	
注文者の商号又は名称	
下請契約締結年月日	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

<下請負人に関する事項>

注文者に関する事項	名称又は商号及び住所			
	監督員名		権限・意見 申出方法	

会社名			代表者名	
住所 電話番号				
工事名				
工期	自 至	注文者との 契約日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可年月日

健康保険 等の加入 状況	保険の種類	保険加入の状況	事業所整理記号等
	健康保険	有・無・適用除外・一括承認	
	厚生年金保険	有・無・適用除外・一括承認	
	雇用保険	有・無・適用除外・一括認可	

現場代理人		安全衛生 推進者名	
権限・意見 申出方法		雇用管理 責任者名	
主任技術者名	専任 非専任	専門技術者名	
資格内容		資格内容	
安全衛生 責任者名		担 当 工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

※ 添付書類

通知人が、下請負人と締結した請負契約に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し

(様式第4号)

下請業者選定通知書

年 月 日

松戸市長

所在地

商号又は名称

代表者名

印

電話番号

- 1 工 事 名 _____
2 工 期 _____
3 請負代金額 _____

上記建設工事の一部を施工する下請業者については、次のとおりですので、工事請負契約書第7条第1項の規定により通知します。

注文者名	下請に附した工事種別又は範囲	下請業者	下請区分
		①商号又は名称・代表者名 ②所在地・電話番号 ③許可番号・許可業種	第1,第2の下請等の区分
		① ② ③	
		① ② ③	
		① ② ③	

※ 添付書類

施工体制台帳、施工体制図及び再下請負通知書並びにこれらの書類に係る添付書類

(様式第5号)

年 月 日

現場代理人及び主任技術者選任届出書

松 戸 市 長

請負者 住所

氏名

印

年 月 日契約に係る、

に関し、下記の

者を選任したので、工事請負契約書第11条第1項の規定により、届出します。

記

	現場代理人	主任技術者又は 監理技術者
氏 名	印	印
現住所		
生年月日	年 月 日	年 月 日
資 格		
実務経歴		